

社会福祉協議会と それを支える社協会費



山崎支部
災害防災センター



千種支部
千種保健福祉センター エーガイヤちくさ



波賀支部
メイプル福祉センター



本部・一宮支部
一宮保健福祉センター やすらぎ

「社協はいつも

お金を集めているが…」

それにお答えします

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法によって、市や町にひとつずつ設置された社会福祉法人です。「地域福祉の

推進を図ることを目的とする団体」として規定され、地域福祉の推進機関として位置付けられています。つまり、社協は地域の人びとだれもが住みなれたまちで安心して暮らせる「福祉のまち」をつくることを目的としています。

そのために、地域の皆さん、ボランティアや福祉NPO、民生委員・児童委員、民生協力委員、福祉委員、福祉・保健などの関係機関及び団体、行政機関などの参加協力を得ながら共に考え、地域福祉の活動を進めています。

社協会費とは？

この社協の地域福祉活動を支える財源は、会費や善意銀行預託金・共同募金配分金、

行政からの補助金や委託金です。このうち、社協会費は福祉のまちづくりを進める社会福祉法人としての組織に必要なお金であり、組織を構成する住民のみなさんが会費として拠出していただくもので、みなさんの会費で社協組織を運営するという考えにより会費をお願いしています。

穴栗市社協の会費は、世帯を単位とする一般会費(千円)と個人や団体企業などからいただく賛助会費(一〇二千円)の二種類があり一般会費は、毎年8月に、賛助会費は年明けの1月から3月にかけてあたたかいご協力をいただいています。

皆様から会費を納めていただいている関係上、業務執行を行う理事会、事業計画や予算・事業報告や決算を決める評議員会には、それぞれ必ず住民のみなさんの代表者に加わっていただいています。(連合自治会長さんや婦人会など女性団体の代表者など)